

## 1-2 リスクコミュニケーション・コンソーシアムの確立とその役割について

前に示したような改良版 MSDS は、その情報の質の高さと量ゆえに、一般国民が直接的に理解するのが難しい場合が想定される。これは、これまで一般国民の化学物質に対する意識の啓発が不十分であり、リスクコミュニケーションが十分に行われてこなかったことも大きな原因である。そこで、このような反省から、化学物質に関する諸課題を取り扱う市民団体や NGO/NPO、大学や研究機関、政府や地方公共団体、企業・コンサルタントなどの協働の場として、リスクコミュニケーション・コンソーシアムの設置を提案する。リスクコミュニケーション・コンソーシアムは、一般国民に開かれた化学物質に関する情報提供と相談を受け付ける窓口として機能する。また、各地域に根ざした民間主導によるリスクコミュニケーション活動や企業による環境コミュニケーションの取り組みが推進できるよう、官による関連の地域活動に対する支援体制（推進の受け皿づくり）を確立する。例えば、一般国民は企業から提示された改良版 MSDS を各地域の窓口（コンソーシアム・メンバー）に渡すことにより、その情報の解釈（や必要に応じて情報の追加）を行い、適切なアドバイスを行うことで、化学物質を使用した製品の購入や使用に関して、的確な意思決定が実現でき、化学物質による健康被害や環境汚染の未然防止、毒性によるリスク（不安要素）の低減を図ることが期待される。

## 2. ケミカルバリアフリー社会（化学的障壁を排除した社会）の実現に向けた方策の策定および実施

化学物質過敏症（MCS）患者にとって、現代社会には化学的障壁があまりにも多い。例えば、公共の場（公園・交通機関・公共施設等）における殺虫剤散布（消毒作業）、建材や形態安定加工シャツなどから揮散されるホルムアルデヒドなどがある。しかし、ほとんどの場合、しかるべき情報開示などにより、このような化学物質のリスクを未然に回避できるような機会はほとんどないのが現状である。ビル管理で日常的に使用する殺虫剤やワックスなどに含まれる揮発性成分のために、デパートやスーパーマーケットなどでの買い物ができないというケースや、学校に行けない児童生徒があるケースなどがあり、このような MCS 患者にとっては、街に出たときのように、危害を避けたくても避けきれなかったり、買い物で一般の市販品を買うことができないという不便を強いられるなど、深刻な状況が起きている。

また、知らず知らずのうちに化学物質の曝露を強いられる状況が依然として続いている現代において、ほぼすべての国民が「MCS 予備軍」であるといっても過言ではない状況となっており、早急な対応が求められる重要課題である。

そこで、以下の項目については、法律による義務化を視野に入れたうえで、MCS 発症リスクに対する万全の予防的方策を講じる必要があると考えられる。

- 有害性が指摘されている VOC を発散し得る薬剤を使用した製品について、該当の化学物質の使用の事実が客観的にわかる形での情報開示を義務付ける（例：「このカッターシャツには、形態安定加工の過程で、以下の化学物質を使用した薬剤処理が施されています。」などという注意喚起表示に加え、使用化学物質名とリスク情報、詳細のリスク情報の照会先を商品パッケージもしくは売り場に表示）。併せて、とくに当該製品に対しては、前に示したような改良版 MSDS の開示要求への対応も義務化する。

- ビル管理や公共交通機関等で使用しているすべての化学物質についての情報開示を義務付ける（例：殺虫剤、ワックスの成分（可塑剤などの添加剤も含むすべての成分について要求））。
- お客様窓口などにおけるリスクコミュニケーション対応の義務化（法律・規則に基づく MCS 患者などからの改善要求があった場合、改善要求が求められた企業等は、原因物質の特定・調査・報告・改善策などの開示についての義務規定を設ける。学校などについても同様）。
- 必要度が低く、MCS 発症リスクの高い化学物質については、官による使用禁止勧告が行えるようにし、必要性が認められる場合であっても、よりリスクの低い化学物質への代替化を勧告できるようにする。また、これに関して、市民団体や NPO/NGO など、民間との協働（民間による公益通報・公益情報提供など）を積極的に進める仕組みを整備する。

## 第三次環境基本計画地方ヒアリング 意見

平成18年2月28日

NPO 法人奈良県民環境ネットワーク  
谷口 暁

### 1. 環境パートナーシップの推進 P178(ウ) 環境パートナーシップの推進について

「地方環境パートナーシップオフィスの全国への設置を推進する件」

昨年1月に近畿地区に環境パートナーシップオフィスが開設されてから、国の環境行政との距離感が近くなった。これまで環境省の環境政策に関する情報は、地方自治体経由の情報がほとんどで、自治体の事情で伝わらないことも多かった。しかし近畿環境パートナーシップオフィス(きんき環境館)が開設されてからNPOなどと直接対話する機会が増え、国の環境情報などを直接得て、また提言などの機会が増えて活動への励みが大きくなったことを実感する。

この案では、今後環境パートナーシップオフィスを全国に広げるとの計画で期待する点は大きいですが、全国に洩れなく作るとしても予算や人員の面で難しいと思うし相当の期間がかかることが予想される。現在地方オフィスは3箇所、地方環境事務所設置箇所に全部作っても11箇所しかできない。全国設置は何年先になるか分からない。

そこで、都道府県単位ですでに地域で活動している環境パートナーシップ団体との連携で「環境パートナーシップ全国ネットワーク」を形成する方法を提案したい。

方法としては、環境省でネットワーク参加の基準を定め、候補を募って審査の上で、パートナーシップオフィスの認定をして全国ネットワークを作る。応募団体は、自治体主導に限らず、NPOなどの運営組織も含める方法をとる。なぜなら、環境パートナーシップ活動に熱心なのは自治体とはかぎらず地方においてはむしろ自治体以外のほうが多いともいえる。

この提案のメリットは、環境省は予定以上のスピードで環境パートナーシップオフィスの全国への設置ができ目的を達成できる。また、地域団体はネットワークによる全国の環境情報が集約でき、地域活動がより進めやすくなる。その後環境省が順次展開する「環境パートナーシップオフィス」は地域ブロックで担当すればよいと思う。奈良県においては、NPO法人奈良県民環境ネットワークは、仮称「なら環境館」を4月から開設するが、そのテストケースとして実行して見たいと思っている。

### 2. 里山地域の保全 P84(5)、P161(5) 里地里山の保全と持続可能な利用

「里地・里山地域における竹林の拡大について」

奈良県において(全国ほとんどの地域で共通と思われるが)里地・里山地区で広がる竹林の問題が大きい。

・竹林はどれくらいのスピードで広がっていったのか？

(天理市柳本地区の例、土地所有者75歳男性の聞き取り調査)

戦後食糧難時代に林地を農地に開墾し芋畑を作った・・・1955年

次に畑の条件の悪いところは果樹園に変えて行った(ミカンと柿)・・・1950～

(傾斜地の土手に竹を植えた。崩落防止とタケノコ採りのため)

果樹が売れなくなった・・・1970～(1967農産物の自由化ケネディーラウンド)

経営難と高齢化で果樹の手入れを放棄した・・・1975～(約30年前から回りも人も同様に)

\*竹藪が1.6ha広がるのにわずか30年足らずしかかかっていない

・今後どれくらいのスピードで拡大するのか？

畝傍山の例では約30年間で民有地の165㎡が国有地の約5,000㎡に広がった(30倍)

放置すれば今後の30年で150,000㎡(15ha)またはそれ以上に広がるのが確実である。

竹林の拡大は、今後里山の形態を大きく変え、生物多様性や景観にも大きな影響を与える恐れがある。また、拡大地域も民有林から果樹園、農地などの里山全体、名勝地や自然公園の国・公有林にまで広がっているが、根本の問題はそれに対して国全体にまだまだ関心が非常に低い。

竹林の拡大や里山の荒廃は、農林業との関連が非常に強いが、その関係者に危機意識が感じられない。従ってこの件には、先ず環境面からの警鐘を鳴らすことが必要で、第三次環境基本計画に竹林の拡大防止についての文言を入れるように提案したい。

\* 注意点 ・竹林の拡大は更に加速される(2乗で広がる)

・資源の循環利用の観点から産業も含めた検討が必要

以上

中央環境審議会総合政策部会「第三次環境基本計画（案）に対する  
地方ブロック別ヒアリング」における意見発表

堤 裕昭

第三次環境基本計画（案）の内容は環境問題全般におよぶものであり、ヒアリングの中で取り上げられる内容には限りがあるので、私個人としてもっとも関心の高い環境問題の中から、地球レベルで今後最大の問題となると考えられる地球温暖化に対する対応と、沿岸閉鎖性水域の環境管理の問題について、意見を述べさせていただきます。

地球温暖化は第一義的には大気中の二酸化炭素濃度上昇に伴う温室効果によって起きると考えられます。現在、大気中の二酸化炭素濃度は急速な勢いで上昇しつつあり、地球温暖化による気候の変化も、自分の記憶にある歳月をふり返っても実感できるレベルとなってきました。二酸化炭素の大気中への排出量の削減は急務の課題であり、そのための有効な対策の実行を急ぐ必要があります。ところが、日本は、京都議定書で定められた基準年の1990年に対して、2003年現在ですでに二酸化炭素排出量は8.3%増加しています。その後も減少の傾向はまったく見られません。この第三次環境基本計画（案）に盛り込まれた施策の基本方針や目標は正論ではあり、このような施策が本当に実施されれば、確かに二酸化炭素排出量削減で実績をあげることが可能と考えられます。しかしながら、この内容は10年前でも考えられたことの域を脱していません。もっとも重要なことは、二酸化炭素排出量削減のための実効性のある施策をどこが責任を持って推進することができるのかということです。これまでそれができなかったから、今なお二酸化炭素排出量が増加し続けているのではないかと考えます。この問題に対する強力な実施体制の整備に対する計画案なし、この問題はまったく解決しないと考えます。

二酸化炭素排出量削減と言うことは、日本で消費するエネルギーを削減することを意味しています。その実現には、様々な人間の活動に制限を加えながら、社会および経済を安定的に管理していかなければならないという難しい課題を遂行しなければなりません。単なる新しい技術を用いて環境対策を打てば済むというものではありません。その実行ある対策のためには、多岐にわたる分野の活動の制限や効率の向上のための利害調整が求められます。そもそも、一方でエネルギー消費量、電力消費量、企業の設備投資、住宅の販売量、新車の販売量、個人消費量などが増えれば好景気であり、減少すれば経済が衰退するというような基準で社会経済の状況が判断されている現状は、二酸化炭素排出量削減とい

う課題の達成とは対極にあるものです。現状のGDPで評価する経済発展は、その伸びがゴミ量（最終的には二酸化炭素排出量）の増加というかたちで将来のつけを増やしていることが指摘されるべきです。二酸化炭素排出量削減に、「国、地方公共団体、国民がそれぞれの役割を明らかにしつつ、十分なコミュニケーションを図りながら連携を図っていく」というレベルの推進案では、何の実効性もありません。一大重要国策として、国の施策の中心において、徹底したエネルギーの消費量削減と効率的な使用を実現する施策を実施しなければ、京都議定書に定められた削減率を達成するような成果どころか、このまま二酸化炭素排出量は増加の一途をたどるのではないかと予測されます。実行ある二酸化炭素排出量削減の対策を打つためには、強力な権限を持った組織の設立とその組織による責任ある施策を実行する必要があります。

1970年代、日本は公害から国民を守るために、国家の一大事業として公害対策を推進して今日があるはずです。また、その時の対策が、結果として今日の日本の繁栄を支えています。2000年代は、日本のみならず世界の民を救うために、世界のどの国も実現し得ていない二酸化炭素排出量削減を、日本が率先して実現してみせるべきです。それが21世紀に日本が世界に対して果たすべき、そして果たしうる最大の役割と考えます。

二つ目の問題として、「閉鎖性水域における取り組み」については、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、九州では有明海や八代海が代表例として挙げられますが、これらの水域は古来より生活の場として、特に食糧資源（蛋白源）を得る場所として利用されてきました。ところが、干潟の消失や貧酸素水の発生などに代表されるように、多くの閉鎖性水域の生態系は大きく衰退する方向へ変貌し、生物生産性も低下の一途をたどっています。有明海や八代海もその例外ではありません。閉鎖性水域の環境を保つためには、流入する河川の水質や土砂動態の管理、干潟の保全ならびに沿岸の生態系や海底環境の適切な利用と保全が総合的に行われてはじめて実現することです。基本計画案では「閉鎖性水域などにおける水環境の保全」が唱われていますが、主な海域について、その現状を把握し、適切な施策をどのように実行していけるのかという点が見て取ることができません。個々の閉鎖性水域について、その環境や生態系を管理していくために重要な事項は異なると考えられます。また、複数の自治体にまたがる水域がほとんどあり、単独の地方自治体の施策では、対応が難しい場合が少なくありません。そのため、環境基本計画で必要性を指摘した事項について、その実効性のある施策を推進するためには、現状の体制のままでは、結果として近い将来に得ることができるとはきわめて少ないと考えられます。各閉鎖性水域における環境や生態系の管理に対して責任を負うべき組織や体制の整備が不可欠と考えます。

## 「環境基本計画地方ブロック別ヒアリング」 意見

田上辰也（熊本市）

### 第1章 第2節 4 水・土壌・地盤環境対策の分野

P.14

土壌汚染対策法では、土壌の溶出基準超過のケースで、周辺に飲用井戸が無いときには、人の健康被害が生ずるおそれが無いとして、調査命令と汚染の除去等の措置命令は困難となっています。

近隣にこのような汚染地があることを知らないで、新たに井戸を掘削し飲用を始める人の健康被害を未然に防止し、周辺住民の自己防衛の権利を保障するために、環境情報を適切に提供する仕組みとして、土壌汚染対策法に規定する指定区域の指定・台帳の調製は広範に認められるよう検討する必要があると考えます。

### 第2章 第1節 3 100年後の世代にも伝えられるライフスタイルへの転換に向けて

P.22

熊本市は豊富で清冽な地下水や湧水の水資源に恵まれています。生活用水の全量をミネラルウォーターの地下水でまかない、豊かな親水環境に恵まれた市民は熊本の水を誇りとしています。そこで、水を本市の都市戦略の資源と位置づけ、水で本市をブランド化し、「熊本といえば水」「水といえば熊本」と広く認知されるような魅力あるまちづくりを行い、地域経済の振興及び観光振興はもとより、水環境の保全意識の向上や住民満足度の向上を図る取り組みを始めました。

熊本の水がもつ魅力は、暮らしや歴史、文化など多様で広範囲に及びます。そこで、それらを総合して、水の価値を活かした熊本独自の「ライフスタイル」を創造し、次世代型の新しい水の都を目指すこととしています。

その方向性を「水といのちが循環する美しい都市生活 くまもとウォーターライフ」と表現し、熊本独特の水循環を基調にした生活文化をデザイン・創造し、他都市と明確に区別化できるオンリーワンの価値として、熊本の水の魅力を発信する予定です。

第三次環境基本計画（案）では、環境保全面から持続可能で豊かなライフスタイルを提唱されていますが、生活の質を向上させる地域の資源として環境を位置づけ、環境を守り、環境に憩い、環境と遊ぶ、新たなライフスタイルの創造を提唱することが求められます。

### 第2章 第2節 2 既存ストックの活用や農林水産業の機能にも着目した、

## 環境保全上の観点から考えられる持続可能な国土づくりの推進

### P.24

熊本市の生活用水の全量が地下水であり、その多くが上流域の自治体で涵養されており、中でも白川中流域の水田が畑作に転換していることが地下水位減少や湧水枯渇の大きな要因の一つであることが、これまでの県・市合同調査で判明しています。一方、にんじん等の畑作の前に湛水を行うことで地下水の涵養となり、さらには土壌病虫の消毒効果があり高品質の生産が出来ることがわかりました。このことから、熊本市はこの地域の自治体や土地改良区等と水田湛水推進の協定を締結し、助成金や地産地消などの支援を行なっています。また、水源涵養林については、国・県の補助制度もあり、熊本市はこれまで約600haの造林を行なっています。

水循環に配慮した営農への経済支援は、上述のとおり、単独事業で行なっているところですが、今回の環境基本計画で、国としても農業が持つ環境保全機能を支える仕組みの必要性に言及されておられます。意を強くするとともに、大いに期待するところです。

## 第二部 第1章 第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

### P.61

地下水位の低下の原因は流域の都市化に伴う涵養機能の低下や採取量の増加だけでなく、地下商店街及び地下駐車場等の地下構造物、並びに下水道管渠内への地下水混入もその量は多大であり看過することが出来ない現実があります。都市部における全国的な課題であり、調査と対策の必要性を指摘します。

### P.64

流域の総合的な土砂管理の観点から土砂移動の調査研究と下流への土砂還元対策が述べられています。砂浜の維持に貢献するだけでなく、アサリの増産など水産業への貢献まで期待されるところです。

先日、球磨川の河口から上流の川辺川まで現地視察の機会がありましたが、全域で著しい濁水の状況が見られました。その原因は砂防ダムに堆積した泥土がわずかな降雨でも巻き上がり、濁水の流出が雨の止んだ後何日も続くことでした。水質の悪化と生態系への影響が強く懸念されたところです。

土砂管理に関しては、物質移動の面だけでなく、水質面や生態面からも取り組んでいただきたいと考えます。

### P.65

農業の多面的機能を評価し、耕作放棄地の発生を防止する必要性が述べられ、都市住民のボランティアによる復旧活動や市民農園の開設等の活動が施策として挙げられています。

一方、農村で農産物を生産し、これが都市部で消費され、安定的に農業を営むことが出来る条件を整備することが、農業の多面的機能を維持する上では肝要であると考えます。国

内では地産地消の推進、国際的にはフェアトレードへの支援など、経済的側面からアプローチする環境保全活動が求められています。

#### **P.67**

地方公共団体に求められる取組として、水循環の構築に向けた計画策定等の取組が記載されています。取組に当たって基礎自治体としての市町村の役割と広域自治体としての都道府県の役割が明確になっていれば、より理解が進むものと考えます。

また、国の取組として、水に親しむライフスタイルの創造に対する支援についても、健全な水循環の構築のための基本的・基礎的な側面として取り上げてもらいたい事項です。

## **第二部 第2章 第1節 環境問題の各分野に係る施策**

#### **P.146**

汚濁負荷の発生形態として、工場・事業場、生活排水、非特定汚染源が挙げられています。前述した砂防ダム等の河川内構造物に対しても、その立地と構造、及ぼす影響などに関する調査研究を行なうとともに、その対策はもとより景観を含めた環境への配慮を求める必要があると考えます。

以上

平成18年3月1日(水)

## 中央環境審議会総合政策部会「第三次環境基本計画(案)」への意見

地球温暖化防止対策推進委員  
エコ・ネットありあけ(代表)  
馬場 恵美子

～ 地球温暖化と循環型社会の大切さ！！ ～

### 【1】『段ボールコンポストによる』“ごみゼロ大作戦”

『コンポスト使用の消費者』～『自然農の農家』へ  
出来た堆肥を自然農の仲間が引き取るというシステム作りを現在地域の中で構築中である。  
消費者と生産者のネットワークを構築中。  
“生ごみ減量”と共に『食の安全と食の大切さ』を伝えます。  
温暖化による自給自足による『地産地消』を伝えていきます。  
地域コミュニティ活動と共に、行政への提言し取り組みをお願いしています。

### 【2】エコ・ステーションの設置を提言

環境の情報の発信と情報交換の場。  
地球温暖化のパネル展・環境活動の展示。  
環境活動を行っている市民の交流の場。  
地球温暖化問題～地域の環境問題～地域コミュニティ充実。  
温暖化防止対策推進委員の活動の拠点作り。

### 【3】放置自転車、廃棄自転車の友好活用

市内における貸し自転車のネットワーク化  
市内の店主もしくはショッピングセンター等へ住民サービスの提供として協力を呼びかけ住民の利便性を考慮しネットワーク化していく事を考案中。

〔ねらい〕

車社会低減化  
・空洞化する街の活性と街中遊び。  
車からのCO2削減  
・自転車にアイドリングシールを貼り啓発活動。  
化石燃料の消費削減

(提言)

温暖化防止対策推進委員の位置づけが不明確で行政と取り組めるよう『明確』に国の方から自治体に指導して頂きたい。  
地球温暖化などのシンポジウム等の開催を市民協働で開催をしていく。  
(市民の環境活動のきっかけ作り)  
市民の環境活動の継続を支援するファンドの設置。

エコ・ステーションや市民活動支援センターなど市民へきめ細やかな市民活動を支援していくシステム作りが大切で“行政と市民”の融合する場を作る。

市民の生活の中に入り込んだ取り組みにしていく。

## 第三次環境基本計画（案）に対する意見内容

環境カウンセラー

橋村 賢次

### 1．他省庁との連携について（ 12401,21103,21329 ）

地球環境問題は、産業革命以降先進国が生み出した資源・エネルギーの多消費型の社会経済構造及び開発途上国の貧困や人口増加を背景とした資源・エネルギー確保のための諸活動が自然の循環作用の枠を超えて、自然に過度の負荷を与えたことによるものが大きい。

地球環境問題のなかでも、地球の温暖化対策は我が国のみならず、国際的な取り組みを必要とする重要な課題である。この地球温暖化が進行すると、海面上昇・気候変動・生態系の変化など地球規模で広範囲に及び被害・影響を受ける対象も人類を含む生態系全体であり、人類の生存基盤に深刻な影響を与える重要な問題である。

我が国においても環境省だけでなく、国土交通省・文部科学省・経済産業省などの各省庁と地方公共団体とも役割分担しながら連携を深めなければならず、各省庁が個別に施策を実行すると貴重な税金の無駄遣いともなる。

第三次環境基本計画（案）では、各機関との連携を強化するとしているが、具体的にはどのような施策を実行されるか。

### 2．チームマイナス6%やエコアクション21の推進方策について（ 21749 ）

昨年のクールビズ運動は小泉首相自ら実践されていたため、広く国民に知れ渡り、多くの国民も実行し定着したようである。ところが、京都議定書で定められた温室効果ガスである二酸化炭素を6%削減するチームマイナス6%運動は、何故か多くの国民に知られていない。

同じように、エコアクション21もISO14001に比べると、知名度は極端に低いようである。産業界においても、ISO14001の認証取得はよく聞かれるが、中小企業におけるエコアクション21の認証・取得は極めて少ない。（第三次環境基本計画（案）のなかでも言葉が少ない。）

中小企業において、ISO14001の導入は経済的に負担となるため、多くの企業が敬遠し、必要ないと考えている。ISO14001に比べて導入費用が約十分の一と言われているエコアクション21を導入することは、中小企業としてもコスト削減（経費節減）や環境保全に寄与できるものと考えられる。

したがって、次に示す方策でエコアクション21の普及に努める。

エコアクション21を導入することにより、環境保全に貢献できることを、国として広報に努める。

エコアクション21は国民の大多数に知られていない。もっと国民に親しまれやすい名称を募集する。

エコアクション21の認証・登録は、公共事業における指名入札の評価基準項目となるように各省庁との連携を図る。

### 3. 環境カウンセラーの果たすべき役割について（22261）

環境カウンセラーの登録制度は平成8年から実施され、環境省のホームページで『環境カウンセラーとは、市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やN G O、事業者などの環境保全活動に対する助言など（＝環境コンサルティング）を行う人材として、環境カウンセラー登録制度実施規定に基づき、環境省の行う審査を経て登録された方々です。』と、説明されている。

ただし、『この制度は、人材登録制度であり、いわゆる国家資格ではありません。また、登録された方について活動の場を保証する制度でもありません。』とも記述されている。

現在、環境カウンセラーの市民部門の登録者は、積極的にN P O法人を立ち上げて環境保全活動を実践している。ところが、事業者部門の環境カウンセラーは市民部門に比べて活動の場が少ないようである。これは、環境カウンセラーの知名度が国民の多くに知られていないことに起因しているものと考ええる。

今、我が国では、環境保全に関して、国民の一人一人の意識改革を必要とし、この意識改革を身近な地域づくりから実践するのが、環境カウンセラーの果たすべき役割であり、また責務と考える。

環境保全活動に貢献できる、環境カウンセラーの活動の場を広げるためには次の方策も必要と考える。

環境カウンセラーを国家資格として、社会的地位を高める。

（事業者部門の環境カウンセラーの大半は技術士・環境計量士等の国家資格保持者である。）

持続可能な環境保全活動を推進するためには、2007年から始まる団塊の世代（定年者）を環境カウンセラーとして活用する。

我が国の環境問題を体験している、環境カウンセラーが海外でも活動できるような支援体制を構築する。

以 上

## 第3次環境基本計画（案）に対する九州ブロックヒヤリング意見概要

田辺裕正

### 1. 第三次環境基本計画全体に関する感想

- 1 どのように取り組むか（推進するか）が示されていないので、計画というよりは基本方針としか読めない。

どのように推進するのか、どのように配慮するのか、どのような策を講じるのかなど、計画内容の記述がありませんので、基本方針として受け止めました。

- 2 序章が特に分かりにくい

基本計画は、国民に対する環境施策の発信でもありますので、分かり易いことが肝要です。しかし、全体として記述が複雑で分かりにくい印象があります。ましてや序章は、計画書の導入部なので、特に分かり易く整理されている必要があります。

0の最後にあるように、環境教育・環境学習などの場において広く活用されることを期待するのであれば、なおさら、分かり易い表現にすることが求められます。

具体的には、10003・10004は地球環境問題と世界そして日本のことが入り乱れて構成されており、単語として「他方」と「一方」が5箇所に使われています。結果として、どこに行くのか分かりにくくなっていますので整理が必要です。

10004下から3行目「以下に述べるような姿の持続可能な社会を構築していくことが必要に・・・」としていながら10005においては述べておらず、さらに「以下の3つの関わりを・・・」と続き、10009に至り“持続可能な社会”について述べています。つまり、「以下に述べる」から実際に「述べる」までが長く、肝心な部分を大変に分かりにくくしています。

また、目指すべき持続可能な社会の記述は、内容を簡略化して「健全で恵み豊かな環境が、地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」で十分ではないでしょうか。

- 3 全体の体系がつかめない

計画全体の体系について、図式化するなど、つかみ易くすることはできないのでしょうか。

## 2. ポリシーミックスに対する期待と要望 ( 21134 など)

地球温暖化対策への取り組みは、国民や企業の自主性によるところが大きいわけですが、産業活動全般から排出される廃棄物発生抑制や適正処理に関しては産廃税、二酸化炭素の排出抑制には環境税などの経済的手法は、一般の事業者としても分り易く公平感があり、且つ、効果的であると考えます。また、排出量取引については、規制的手法と経済的手法の中間的手法として分かりにくい側面を持ちますが、今後の経済活動の中で、新しい概念が落とし込まれ、経済活動を活性化させる効果も併せ持ちますので、期待されるところです。

別の側面からのポリシーミックス(政策連携)への期待として、縦割りの各省庁の連携強化を図ることがあります。具体的には、リサイクルポートやエコタウン事業、そして、バイオマスタウン事業などにおける政策的連携です。これら事業は、いずれもハード的事業としての印象が強いのですが、大切なことのひとつに、事業活動における環境配慮型経営思想の導入があり、事業推進において、環境マネジメントシステムなどへの取り組みを積極的に求めることが肝要です。そこで、それらの事業において、環境配慮型経営思想を落とし込むような施策の展開を要望するものです。

## 3. リサイクルポート事業の「整備を進め」の表現が、実施主体との関係から考えて如何なのか。ポリシーミックス(政策連携)の具体例としての記述としては如何か。( 21214)

リサイクルポートの物理的整備は、国土交通省によりますが、環境省としての整備の進め方とは、どのようなものなのでしょうか。モーダルシフトを進めることにより削減できる二酸化炭素量について、ポート別に目標値を設定することで、リサイクルポート事業にアプローチすることなどをお考えなのか、それとも、国土交通省の事業におけるリサイクルポート整備が推進されると、計画書に記述されているような環境面での効果が期待できることの単なる説明なのでしょうか。

前項で要望しました環境配慮型経営思想(環境マネジメントシステムの計画的導入など)の落とし込みをされては如何でしょうか。

## 4. 環境保全施策全体像を図示できないか( 22002)

1 - 3 同様、ここでも、体系的に整理して環境保全施策の全体像を示すには、図式化が必要ではないでしょうか。全体像がつかめません。

## 5 . エコタウン事業総括について

平成 17 年 10 月経済産業省（環境まちづくり研究会）「今後の地域の環境まちづくりのあり方」において、エコタウン事業の成果や課題、今後のあり方等が示されたが、政策連携の具体例のひとつとして、これに類する記述はしないのか。

「今後の地域の環境まちづくりのあり方」においては、エコタウンとして地球温暖化防止の視点をビルドインすることが示されており、先導的リサイクルビジネスについても、CO<sub>2</sub>排出量の観点から評価することが求められています。地球温暖化防止の視点に立った活動は、我々国民一人ひとりが取り組まなければならないことで、事業活動においても同様な取り組みが求められていることです。そこで、経済産業省とともにエコタウン事業を推進してきた立場としては、環境基本計画においても関連した記述が必要と考えます。また、エコタウン事業は、わが国の資源循環型社会づくりを牽引した代表的事業のひとつと言えますが、この事業の成果や成果を基にした今後の環境（調和型）まちづくりの展開について、環境基本計画においても記述する必要性があるのではないのでしょうか。

以上

## 「第三次環境基本計画（案）」に対する意見

財団法人 水島地域環境再生財団 理事  
（日本福祉大学 教授）

磯部 作

### 1. 公害による健康被害について

174 ページの「被害者の救済」において、『「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、認定患者に対する補償等を行い、その迅速かつ公正な救済を図ります。』とある。しかし、1988 年以降は法による指定地域が解除されたため、その後、公害病の新規認定患者は発生していない。このため、1989 年以降に発病した公害病と考えられる呼吸器系の疾患で苦しんでいる大勢の患者には、何の補償もない状態である。近年、主要道路沿いや大都市部では大気汚染物質の濃度は高く、小学校児童の喘息が増加傾向にあるなど、大気汚染の状況は改善されたとは言い難い。大気汚染の状況について実態把握・分析を進め、公害病と考えられる新たな患者に対しての新規認定制度を復活させるべきである。また、13 ページでは「二酸化窒素の環境基準達成率が 100%」としているが、これは 1978 年に大幅に緩和された基準によるものであり、二酸化窒素の環境基準は、旧環境基準に戻していくべきである。それに加えて、ベンゼンなど新たな汚染物質も対象に含めた具体的な削減策を講じる必要がある。

### 2. 海域環境について

11 ページの「自然環境等の現状」において、「沿岸域の埋立て面積は減少傾向にあるとはいえ、藻場・干潟や自然海岸は依然として減少」と書いており、まだ空港建設などの大規模な埋立てが実施されていて、重大な問題を発生させているだけに、大規模な埋立てや干拓について禁止をするべきである。瀬戸内海では、コンクリート護岸などの人工海岸が約 5 割にものぼり、自然海岸のもつ浄化作用が大きく減少させられているのである。また、海砂を大量に採取された状況と、それに伴う、環境悪化や漁業への影響などにも言及すべきではないか。こういった埋立てや干拓などの問題が、国の開発政策を主要な要因として発生していることも直視すべきである。

### 3. 海底ゴミについて

139 ページの「海洋環境の保全」の中で、「海洋における漂流・漂着ゴミ」については書いているが、海底のゴミについては書いていない。特に瀬戸内海のような閉鎖性海域では、海底に沈んだゴミも環境悪化・漁業被害の要因となる大きな問題である。しかし、海底ゴミについては、その実態の把握もなされていなかったこともあり、その対策はほとんどとられていない。このため、海底ゴミの状況と対策についても記述するべきである。また、107 ページでは、「環境保全の地域づくり・人づくりの推進」として、農林

水産業に期待される役割として「海岸清掃等」と挙げられているだけが、海底清掃については書かれていない。そこでここでも、海底ゴミの海底清掃について書くべきではないか。さらに、海洋ゴミ全般に共通する問題点として、県境・国境を問わず移動する点が挙げられ、この問題に有効な対策をとるためには、国レベル、特に環境省がイニシアチブをとることが必要であると考え。

#### 4. 温暖化防止について

36 ページにおいて、「地球温暖化対策」として「国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体が参加・連携して取り組むことが必要」と述べられている。しかし、全体に一律に責任を負わずのではなく、温室効果ガスの二酸化炭素の主要な排出源である産業部門や運輸部門の事業者の責任を明確にすることが重要である。42 ページの「エネルギー期限二酸化炭素の排出量の目標及び各部門の目安としての目標」においても、2003 年度実績が、産業部門が 478 百万 t-CO<sub>2</sub> で最も多く、次いで運輸部門が 260 百万 t-CO<sub>2</sub> となっている。にもかかわらず、2010 年度までの削減率が最も低いのが運輸部門の 3.8% 減であり、次いで産業部門の 9.0% 減となっており、業務その他部門の 15.8% 減、家庭部門の 19.4% を大きく下回っているのである。しかもこれらは 2003 年度の実績に対する削減目標であり、京都議定書の基準年となる 1990 年度に比較すると、運輸部門では 15.2% と大幅な増加となっている。業務その他部門では 14.6% 増、家庭部門では 6.2% 増になっていることもあり、京都議定書の目標は 1990 年度比 - 6% であるものの、全体では 0.8% の増加となっているのである。産業部門は 1990 年度比 8.6% の減少を目標としているが、それでも 435 百万 t-CO<sub>2</sub> を排出することになっており、京都議定書の目標を達成するには、事業所に対し、排出量の詳しい報告・公表を義務付け、より具体的な削減目標を定めるなど、排出規制を強化することが必要である。

#### 5. 地域内循環について

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の 49 ページで、「東アジア等における国際的な循環型社会の形成」とある。しかし、広域的な循環では、大量流通に伴って輸送手段などからの大気汚染物質の排出増による環境負荷の増大などの問題が発生する。そこで、真の持続可能な循環型社会の構築のためには、より狭い範囲での地域内循環を行うことが重要である。このため、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に加えて大量流通型社会の見直しも本文に盛り込むべきである。

#### 6. 世界との関わりについて

9 ページでは、「世界の問題と密接に関わる日本の環境問題」として、「我が国では、生物資源である食料の 6 割（カロリーベース）、木材の 8 割を輸入しており、その意味でも地球規模での生態系の変化とは無縁ではありません」と書いているが、食糧や木材を大量に輸入していることが、熱帯林をはじめ、世界各地での環境破壊を発生させているだけに、密接な関連があることを指摘するべきである。また、そのような輸入優先の政策がとられた要因や問題などについても言及するべきである。食料に関しては、日本の農業が、石油などの燃料を使用して季節外れに栽培している状況などにも言及すべきであろう。

7. ダム・河口堰について

第二部 第1章 第4節においては、「環境保全上健全な水循環の確保にむけた取組」として、効率的な水利用、雨水・未活用水の有効活用、水辺環境の保全などが挙げられている。しかし、日本の水利行政で大きなウェイトを占めてきたダム・河口堰については触れられていない。ダム・河口堰については、その建設に際しての環境破壊、土砂や栄養分の流出が妨げられるために海浜の減少や海域の環境悪化などへの影響が考えられ、総じて「健全な水循環の確保」どころか、これを大きく損なうことが少なくない。そういった問題点をきちんと調査し、不要なダム・河口堰については、撤去することも盛り込むべきであると考えます。

8. 原子力発電について

136 ページの「温室効果ガスの排出削減対策・施策」において、「具体的な対策」として、原子力発電の活用が挙げられている。しかし、近年発生した東海村の事故をはじめとして、原子力発電に関しては安全性が確保されているとは言いがたく、また使用済み核燃料の処理、施設の解体時に発生する廃棄物の扱い、核兵器への転用の可能性など課題が多い。新たな禍根を将来に残す可能性の大きい原子力発電は、当面抑制し、できるだけ近い将来廃止するべきであると考えます。

9. 協働の枠組の中への企業の参加について

「目指すべき持続可能な社会の姿」の6ページにおいて、「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進」が述べられている。この協働に、企業の参加も求められているのではないかと。これまで、公害を引き起こした地域では、企業の自発性に任せおくかぎり、公害問題の解決は出来なかったのである。企業以外の主体からの要求を伝えるためにも、企業の自主規制を支援・促進するためにも、企業自体が協働の取り組みに参加し、積極的に適切な役割を担うべきではないかと。

10. エコロジカル フットプリントについて

8ページの「我が国の社会経済と環境問題の現状」について、既に研究がなされているエコロジカル フットプリント（EF）のエネルギー収支（EF 勘定）についてのデータを紹介すべきであると思われる。日本でもEF 勘定の収支はすでに大きなマイナスとなっており、マイナスを多少ともプラスに転ずるための政策を確立することが緊急に必要となっている。まだ、始まったばかりの研究であり、課題ももちろん残されているが、人間と自然との関係についての全体的な現状認識は、現在の政策策定にとって、また、将来のためにも重要である。

11. 環境教育・学習について

99ページの「環境保全の人づくり」として、環境教育・環境学習の重要性が述べられている。確かに、自然や暮らしの中での体験活動や実践活動に参加することなどを通じた環境教育は重要であるが、大事なことは、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄を中心とした現在の社会システムのあり方など、環境問題が発生している社会的な要因

や環境問題を解決していく方法などについて学ことである。そのことを視野に入れた環境教育・学習でなければ、枝葉の取り組みだけで、本当の効果は得られない可能性がある。

## 意見発表

岡山県生活環境部  
環境政策課長 浅野 嘉彦



- 1 光害の防止について
- 2 地球温暖化対策について
- 3 特定財源による環境施策について



## 1 光害の防止について

岡山県快適な環境の確保  
に関する条例(14年4月~)

落書き  
空き缶等の投棄  
自動車の放置  
光害

防止



「落書き一斉消去大作戦」  
に参加の知事

降雨量1mm以下276日  
全国一  
「晴れの国おかやま」

よく晴れる  
大気が安定し星の像が乱れない  
夜空が暗い(?)  
全国一の天体観測地



国立天文台岡山天体物理観測所など  
京都大学が3m級望遠鏡計画(日本一)

### 屋外照明と「光害(ひかりがい)」



## 県レベルでは全国初の規制

屋外照明の努力規定  
・光源の上方に光を漏らさない  
・必要最小限に

投光器の使用禁止

県立図書館前の街灯

